

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく保護費の徴収決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、法78条の規定に基づく保護費の徴収決定処分の一部取消決定により取り消した部分を却下し、その余の部分を棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し平成28年4月6日付けで行った法78条の規定に基づく保護費の徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

本件審査請求書、反論書、請求人が平成29年1月23日、同月30日、同年2月6日及び同月20日に当審査会に提出した各追加書面における請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

- 1 処分庁は、法63条と法78条を区別せず、法78条を濫用的に適用して私に当てはめている。「福祉事務所からの重要事項の説明・確認書」（以下「確認書」という。）や収入・無収入申告

書には、株の投資について何も書かれていない。私は不実の申請  
その他不正な手段により保護を受けていない。

2 収入申告すべきと言うが、一般に収入に対する概念は現金その  
ものであり、生活費に充てた仕送り等の資金である。私は、株の  
取引収入がマイナスだったため、生活費に充てた収入にならない  
と思っていた。平成25年4月～平成27年12月までの株取引  
において取引の損益がマイナス283万円であり、1円の利益も  
出ていない。株式の売却額全てが収入認定されるなど生活保護制  
度自体に不服がある。

3 私は、株取引の際に特定口座を設定し、役所と税務署に申告し  
ていた。それゆえ、所長は、平成25年度確定申告の結果に基づ  
いて、私の株取引を早い段階で把握していたにもかかわらず、私  
に何の指導も行わなかった。適切な指導があれば、巨額な徴収金  
額にはならなかったはずである。平成26年4月の時点で処分庁  
が請求人の株取引を把握していなかったというのは誤りである。

審査会に生活保護者の金融資産の保有・運用に関する議論及び  
学資保険訴訟の福岡高等裁判所平成10年10月9日判決の判決  
文の一部（写し）を参考資料として送る。本件審査請求の全容の  
整理と審査会の最終判断の一助になると思う。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に  
より棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

|       |         |
|-------|---------|
| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|-------|---------|

|       |       |               |
|-------|-------|---------------|
| 平成29年 | 1月11日 | 諮問            |
| 平成29年 | 1月23日 | 請求人から主張書面等の提出 |
| 平成29年 | 1月30日 | 請求人から主張書面等の提出 |
| 平成29年 | 2月6日  | 請求人から主張書面等の提出 |
| 平成29年 | 2月10日 | 審議（第6回第2部会）   |
| 平成29年 | 2月20日 | 請求人から主張書面等の提出 |
| 平成29年 | 3月16日 | 審議（第7回第2部会）   |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

- 1 本件取消通知により取り消された部分に係る審査請求について  
処分庁は、平成28年9月7日付けで、本件処分の徴収決定額9,218,264円のうち、5,572,523円を超える部分3,645,741円の決定を取り消しており、請求人は、当該部分の取消しを求める法律上の利益を失ったというべきだから、本件審査請求のうち当該部分の取消しを求める部分は、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。
- 2 上記1以外の部分に係る審査請求について
  - (1) 法令等の定め

ア 保護は、生活困窮者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。

最低生活の内容として所有の容認に適しない資産は、処分の上、最低限度の生活の維持のために活用させることとされ（「生活保護法による保護の実施要領について」第3。昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知）、

株券は、その保有が認められないとされる（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第3問8の2答。昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知）。

株式は購入時点を資力の発生日とし、株式が売却された場合は、実際に売却された額が収入認定されるとする（「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」問7-19-2。東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行）。

イ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、速やかに、福祉事務所にその旨を届け出なければならない（法61条）。

ウ 不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいるときは、保護費を支弁した市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収できるほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（法78条1項。ただし、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる旨の定めは、平成26年7月1日から施行（平成25年法律第104号による改正））。

「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的な虚偽事実の申立てのみならず、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされる（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」IV・3・(1)。平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）。

不正受給に係る徴収金額に、100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収すること（以下「加算措置」という。）が妥当な場合として、不正受給期間が長期にわたるときがあり、加算措置適用の際には、不正事実発覚後、事実確認に協

力的か否かも考慮することとされる。（「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」3。平成24年7月23日付社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）。

エ 上記アないしウ記載の各通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準と考えられ、また、上記アの「生活保護運用事例集2013（平成27年度修正版）」による取扱いは、法の解釈及び運用として、合理性が認められる。

(2) 以下、本件について、検討する。

ア 不実の申請その他不正な手段による保護受給の検討

(ア) 請求人は、平成25年5月2日から同月23日の間だけを見ても、本件徴収額のうち加算措置部分を除いた支給済み保護費に相当する額（4,105,331円）を超える株式売却収入4,385,221円を得ている（別紙3）。そして、請求人は、当該売却収入について、所長に対して収入申告義務を負う（(1)・イ）が、請求人が所長に提出した同月分の収入・無収入申告書には、株式売却収入の記載がなく、申告義務が果たされていない。

(イ) 平成25年5月2日、〇〇区福祉事務所職員は、請求人に対し、収入は全て所長に申告する義務がある旨を確認書により説明し、請求人は、確認書に説明を理解した旨の署名押印をした。そのため、処分庁は、請求人が、所長に対する株式売却収入に係る申告義務を認識し得たと判断している。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)より、処分庁は、請求人が株式売却収入に係る申告義務を認識し得たにもかかわらず、義務を怠っているため、株式売却収入の事実を故意に隠蔽し「不実の

申請その他不正な手段」(法78条)により法の保護を受けたと判断しており、その判断が不合理とは言えない。

イ 徴収額及び加算措置の検討

(ア) 平成25年4月18日から平成27年12月27日までの支給済み保護費7,553,168円から、所長が請求人に返還請求(法63条)する予定の3,447,837円を減じると、4,105,331円となる。当該金額のうち、平成26年7月1日(1)・ウ)から平成27年12月27日(保護停止日前日)に支給された支給済み保護費について、支給月ごとに100分の40を乗じると、合計金額は、5,572,523円となり、本件徴収額に違算は認められない。

(イ) 加算措置について、本件不正受給期間(平成25年5月2日から平成27年12月27日)が2年以上の「長期にわたるもの」であり、不正受給発覚後、請求人が別紙1、2及び4の指示内容に従わず、事実確認に非協力的だったことも合わせ考えれば、処分庁が「特に悪質な不正受給があった場合」と判断し、加算措置を講じたことが不合理とはいえない。

ウ 以上からすれば、本件処分は上記(1)の法令等の定めに基づき適正になされたものであって、違法又は不当な点を認めることができない。

(3) 請求人は、株式売却収入が購入金額に比べマイナスであり、申告義務ある収入に当たらない旨主張する(第3・2)。

しかし、購入金額を下回ったからといって、売却収入を最低限度の生活維持のために活用すべきものから除外することは、法4条1項の規定(1)・ア)の趣旨に明らかに反するものである上、そもそも、株式が最低限度の生活維持のために活用すべ

き資産として保有すること自体が禁止されている（(1)・ア）のであるから、その売却収入は、購入金額に比べマイナスであっても、全て収入認定すべきである。それゆえ、請求人の株式売却収入全てを収入と認定した処分庁の判断に不合理があるとは言えず、請求人の主張は理由がない。

- (4) また、請求人は、所長が請求人の株式取引を把握して、請求人に止めるよう指導すべきだったと主張する（第3・3）。

保護の実施機関は、保護の適正な運営のため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならない（法25条2項）が、当該調査のみでは、その生活状況の正確な把握が困難であるため、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があった場合、福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（(1)・イ）としている。そうすると、請求人から、所長に対して、株式売却収入を申告しなければならないのは明らかであり、所長が、請求人の株取引を把握して止めるよう指導すべきだった旨の主張は理由がない。

- (5) 請求人は、上記（第3・2）のとおり、株式の売却額全てが収入認定されるなど生活保護制度自体に不服がある旨主張する。

しかし、行政機関である処分庁は、現行の法令等を所与のものとした上で、これを誠実に執行する立場にある。また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、処分が現行の法令に適合したものであるかどうかを判断することをその職分とするものであって、現行の法令を含む生活保護制度に対する不服について審査する立場にはなく、処分が法令に適合していると判断された場合には、これを取り消すことはできない。

### 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1ないし4 (略)